

個別機能訓練加算について
(介護老人福祉施設)

各区分の算定イメージ

<共通の算定要件>

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に個別機能訓練を実施

<加算（Ⅰ）の要件>

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置 等

<加算（Ⅱ）の要件>

- 1 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定していること。
- 2 入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。
- 3 必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たって、2の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<加算（Ⅲ）の要件>

- 1 個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していること。
- 2 口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- 3 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- 4 3で共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

算定イメージ

(Ⅰ)
12単位

(Ⅱ)
20単位

(Ⅲ)
20単位

共通の算定要件

加算（Ⅰ）の要件

加算（Ⅱ）の要件

加算（Ⅲ）の要件

要件：入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、 計画的な機能訓練を実施していること

○留意点

- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、**計画的に機能訓練を行う。
- ・個別機能訓練を行うにあたっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うものであること。
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して入所者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、**これに基づいて行った**個別機能訓練の効果、実施方法等**について評価等を行う。
- ・個別機能訓練を行う場合は、**開始時及びその3月ごとに1回以上**入所者に対して個別機能訓練計画の内容を**説明し、記録**する。
- ・個別機能訓練に関する**記録**（実施時間、訓練内容、担当者等）は**入所者ごとに保管**され、**常に**介護老人福祉施設の個別機能訓練の従事者により**閲覧が可能**であるようにすること。

個別機能訓練加算（I）の主な算定要件について

要件：以下を満たす機能訓練指導員を配置していること

入所者数が
100名以下

専ら機能訓練指導員の職務に従事する**常勤**の理学療法士等（※）を**1名以上**配置

入所者数が
100を超える

専ら機能訓練指導員の職務に従事する**常勤**の理学療法士等（※）を**1名以上**配置

常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上の理学療法士等を配置していること。

（※）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師
上記の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師・きゅう師

例）入所者120名に対し、常勤専従の機能訓練指導員1名と非常勤の機能訓練指導員1名（常勤換算0.5）の配置がある場合

必要数

$$(\text{入所者数}) \div 100 = 120人 \div 100 = \mathbf{1.2人}$$

配置数（常勤換算）

$$1 + 0.5 = \mathbf{1.5人}$$

（必要な機能訓練指導員の配置数）**1.2人** ≤ （配置数）**1.5人** のため、**要件を満たす**

要件①：加算（Ⅰ）を算定していること

要件②：利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を「科学的介護情報システム（L I F E）」を用いて提出していること

※詳細は、次のスライド「厚生労働省への情報提供について」を参照

要件③：サービスの質の向上を図るため、当該提出情報及フィードバック情報を活用し、P D C Aサイクルによりサービスの質の管理を実施

厚生労働省への情報提供について

令和6年3月15日 老老発0315第4号 介護保険最新情報Vol.1216

「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

提出期限	提出内容	提出情報
<p>ア 個別機能訓練計画の 新規作成を行った日の 属する月の 翌月10日まで</p>	<p>下記の各項目に係る情報を提出すること。</p> <p>通知（※）別紙様式3-2（生活機能チェックシート） 評価日、要介護度、障害高齢者の日常生活自立度、 認知症高齢者の日常生活自立度、職種、ADL、IADL、基本動作</p>	<p>当該情報の 作成時における情報</p>
<p>イ 個別機能訓練計画の 変更を行った日の 属する月の 翌月10日まで</p>	<p>通知（※）別紙様式3-3（個別機能訓練計画書） 作成日、要介護度、障害高齢者の日常生活自立度、 認知症高齢者の日常生活自立度、 健康状態・経過（病名及び合併症に限る。）、 個別機能訓練項目（プログラム内容、頻度及び時間に限る。）</p>	<p>当該情報の 変更時における情報</p>
<p>ウ ア又はイのほか、 少なくとも3月に1回</p>	<p>（※）「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び 一体的取組について」 （令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）</p>	<p>前回提出時以降の 情報</p>

個別機能訓練加算（Ⅲ）の主な算定要件について

要件①：加算（Ⅱ）を算定していること

要件②：口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び
栄養マネジメント強化加算を算定していること

要件③：理学療法士等による情報共有を行っていること

○留意点

- ・ **入所者ごと**に、理学療法士等が**個別機能訓練計画の内容等**の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、**入所者の口腔の健康状態**に関する情報、**入所者の栄養状態**に関する情報を**相互に共有**すること。
- ・ 共有した情報を踏まえ、必要に応じて**個別機能訓練計画の見直し**を行い、当該見直しの内容について、**理学療法士等の関係職種間で共有**していること。
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅲ）における個別機能訓練、口腔、栄養の一体的取組についての基本的な考え方は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）を参考とすること。関係職種間で共有すべき情報は、同通知様式1-4を参考とし、常に関係職種により閲覧可能とすること。

関連する主なQ & A

関連Q & A	質問	回答
<p>18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q & A(vol.1)</p>	<p>個別機能訓練加算について、配置としての加算なのか、それとも実施した対象者のみの加算なのか。</p>	<p>個別機能訓練加算については、単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。</p>
<p>18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q & A(vol.1)</p>	<p>個別機能訓練加算について、機能訓練指導員が不在の日は加算が算定できないか。</p>	<p>個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して個別機能訓練計画に従い訓練を行うこととしており、機能訓練指導員が不在の日でも算定できる。</p>
<p>18.4.21 介護制度改革information vol.96 平成18年4月改定関係Q & A(vol.3)</p>	<p>個別機能訓練加算に係る算定方法、内容等について示されたい。</p>	<p>当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、介護サービスにおいては実施日、（介護予防）特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身伏況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。</p>